

事 前 評 価 調 書

I 事業概要									
事 業 名	農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）								
地 区 名	立田地区								
事業箇所	愛西市立田町、山路町、小茂井町、森川町								
事業のあらまし	<p>本地区は、愛西市の南西部に位置し、123ha を受益区域とした低平地の水田地帯であり、水稻中心の農業地域である。地区内の用水路は昭和50年に団体営木曽川用水関連土地改良事業により、水田用水を対象にパイプライン化されているが、当時のパイプライン工事では、価格が安く、施工性に優れていることから、石綿セメント管が多く使用された。</p> <p>しかしながら設置から約40年が経過し、老朽化に伴う破損等が頻発しており、将来的に農業者等の健康を害することが懸念されている。</p> <p>このことから、これら石綿セメント管を全て塩ビ管等に更新することで、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業用水を安定供給することにより農業経営の安定と農業の維持を図るものである。</p>								
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>農業用水の安定供給と石綿による健康被害の防止。</p>								
事 業 費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>998百万円</td><td>■工事費 764百万円</td><td>■用補費 110百万円</td><td>■その他 124百万円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳			998百万円	■工事費 764百万円	■用補費 110百万円	■その他 124百万円
事業費	内訳								
998百万円	■工事費 764百万円	■用補費 110百万円	■その他 124百万円						
事業期間	採択予定年度 平成27年度 着工予定年度 平成28年度 完成予定年度 平成32年度								
事業内容	用水路工 ・塩ビ管（φ75～450mm） 20.5km								
II 評価									
①事業の必要性	1) 必要性	本地区の用水管は設置から約40年が経過し、老朽化による漏水事故が頻発している。また、設置当時は価格が安く、施工性に優れていることから石綿セメント管が多く使用されており、将来的に農業者等の健康を害することが懸念されている。 このため、早急に老朽化している石綿セメント管を全て塩ビ管等に更新することで、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給を実現する必要がある。							
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。						
	【理由】	老朽化した石綿セメント管を改修することにより、農業用水の安定供給とあわせ健康被害を防止する必要があるため。							

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工種区分</td><td>調査・設計</td><td style="text-align: center;">↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>工事</td><td></td><td style="text-align: center;">↔</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">→</td></tr> <tr> <td></td><td>・用水路工</td><td></td><td style="text-align: center;">↔</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">→</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>事業費(百万円)</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">811</td><td></td><td style="text-align: center;">187</td></tr> </tbody> </table>								H27	H28	H29	H30	H31	H32	工種区分	調査・設計	↔						工事		↔			→		・用水路工		↔			→									事業費(百万円)			811		187
	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																												
工種区分	調査・設計	↔																																																
	工事		↔			→																																												
	・用水路工		↔			→																																												
	事業費(百万円)			811		187																																												
※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。																																																		
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																	
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																
	【理由】 事業計画に無理がなく、地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																																	
	III 対応方針																																																	
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①～②の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																																	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																		
■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・施設の維持管理状況																																																		